

「修復歴の有無」の表示について〈注意喚起〉

- ◆中古車を販売する際は、自動車公正競争規約（以下「規約」という。）に基づき、広告や店頭展示車に「修復歴の有無」を正しく表示して下さい。
- ◆一部オートオークション会場において、規約上「修復歴あり」と判断されるべき中古車が、「修復歴なし」として判断（評価）される事態が発生しています。当該中古車を「修復歴なし」と表示して販売した場合、不当表示となりますので、注意して下さい。

- ◇規約（景品表示法に基づき、消費者庁及び公取委から認定を受けた表示のルール。）では、消費者の適正な商品選択に資するため、中古車を販売する際には、「修復歴の有無」を広告や店頭展示車に表示することを会員販売事業者に義務付けています。
この「修復歴の有無」については、一般財団法人日本自動車査定協会（以下「日査協」という。）の定める「中古自動車査定基準」並びに「修復歴判断基準」に基づき表示することになっています。
- ◇修復歴の有無を判断する際の基準については、消費者の不利益や事業者の混乱を防止するため、これまで、「下取り・買取り（日査協：修復歴判断基準）」、「販売（公取協：規約）」、「オークション流通（一般社団法人日本オートオークション協議会：修復歴判定基準）」のいずれにおいても、同一の基準に統一してきました。
- ◇しかしながら、先頃、一部オートオークション会場において検査規程の変更（クロスメンバーに関する修復歴評価基準の緩和）が行われ、規約上「修復歴あり」と判断される中古車が、「修復歴なし」として判断（評価）されるという事態が発生しています。
- ◇会員販売事業者の皆様におかれましては、修復歴に関する不当表示とならないよう、当該オークション会場から落札した中古車を販売する際は、「修復歴の有無」について、規約に基づき販売時点での修復歴判断基準にて適正な表示を行うよう留意して下さい。